

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ アによる改定後の教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(4) 宿日直手当

宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(5) 教職調整額

教職調整額を公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）による改正後の基準に基づき改定すること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては令和7年12月1日から、1の(1)のイ及び(5)については令和8年1月1日から、1の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

(2) 教職調整額の支給に関する経過措置

令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給額は、給特法等一部改正法の附則に定める基準に基づくこと。